

問 5

専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（下請工事であっても適用されます。）（建設業法 第26条参照）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事とは

- ①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- ②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、消防施設、電気施設、ガス施設、学校、図書館、美術館、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、公衆浴場、教会、工場等の建設工事（個人住宅・長屋を除くほとんどの施設が対象）

◆専任が必要な工事◆

請負金額**3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上**の**個人住宅・長屋を除くほとんどの工事** ※いわゆる民間工事も含まれます。

◆専任が必要な工事◆以外の工事（請負金額3,500万円未満の工事等）であれば、主任技術者は、**複数の工事現場の兼務が可能**です！

※当該主任技術者が各工事現場においてその職務（施工の技術上の管理等）を誠実に履行することが可能な範囲に限ります。

「工事現場毎に専任」とは

専任とは、**他の工事現場に係る職務を兼務せず**、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。（監理技術者制度運用マニュアル 三参照）

◆他の工事現場・営業所専任技術者との兼任不可◆

《 注意① 》

「専任」とは、**必ずしも工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。**

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、

- ①適切な施工ができる体制を確保（必要な資格を有する代理の技術者の配置、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等）し、
- ②その体制について、発注者や元請、上位の下請等の了解を得ていれば、差し支えありません。

（主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）（平成30年国土建第309号）参照）

《 注意② 》

「営業所における専任の技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意しよう！

「営業所における専任の技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任が求められない工事であって、

- ①当該営業所において契約締結した建設工事で、
- ②当該営業所の職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、
- ③当該営業所と常時連絡をとれる状態である場合には、当該工事現場の技術者になることができます。

※①～③の全ての要件を満たす必要があります。（監理技術者制度運用マニュアル 二-二(5)参照）

専任で設置すべき期間とは

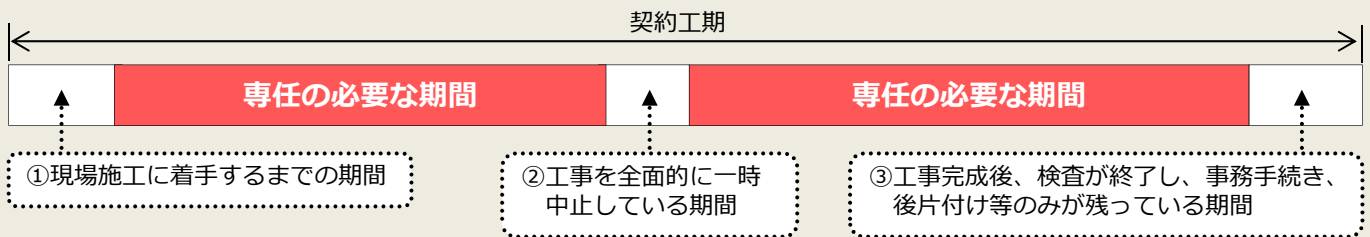
元請工事については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされますが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。

下請工事については、当該下請工事（再下請した工事があるときは、当該工事を含む。）の施工期間に技術者を専任で設置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル 三(2)参照）

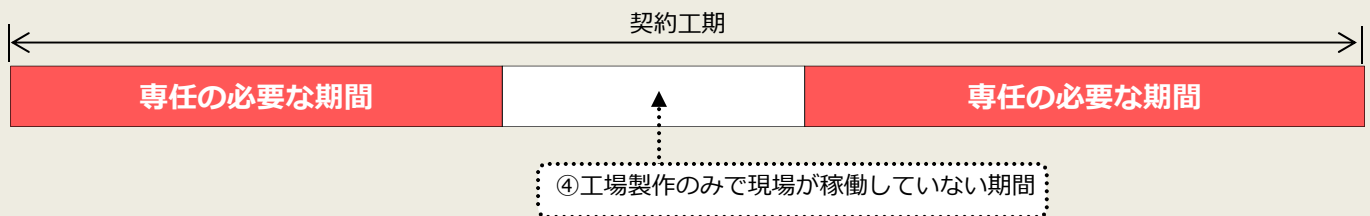
「発注者から直接工事を請け負った場合」の専任期間

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間



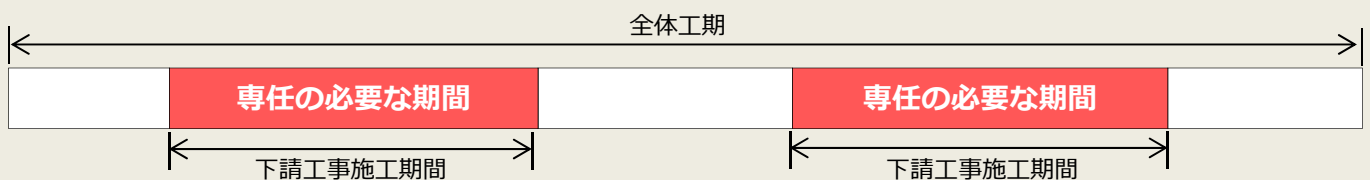
「工場製作を含む場合」の専任期間

- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



「下請工事」における専任期間

- ⑤ 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間



注) 自ら直接施工する工事が無い期間であっても下請負を行っている業者が現場で作業を行っている期間は、主任技術者は現場に専任していなければなりません。

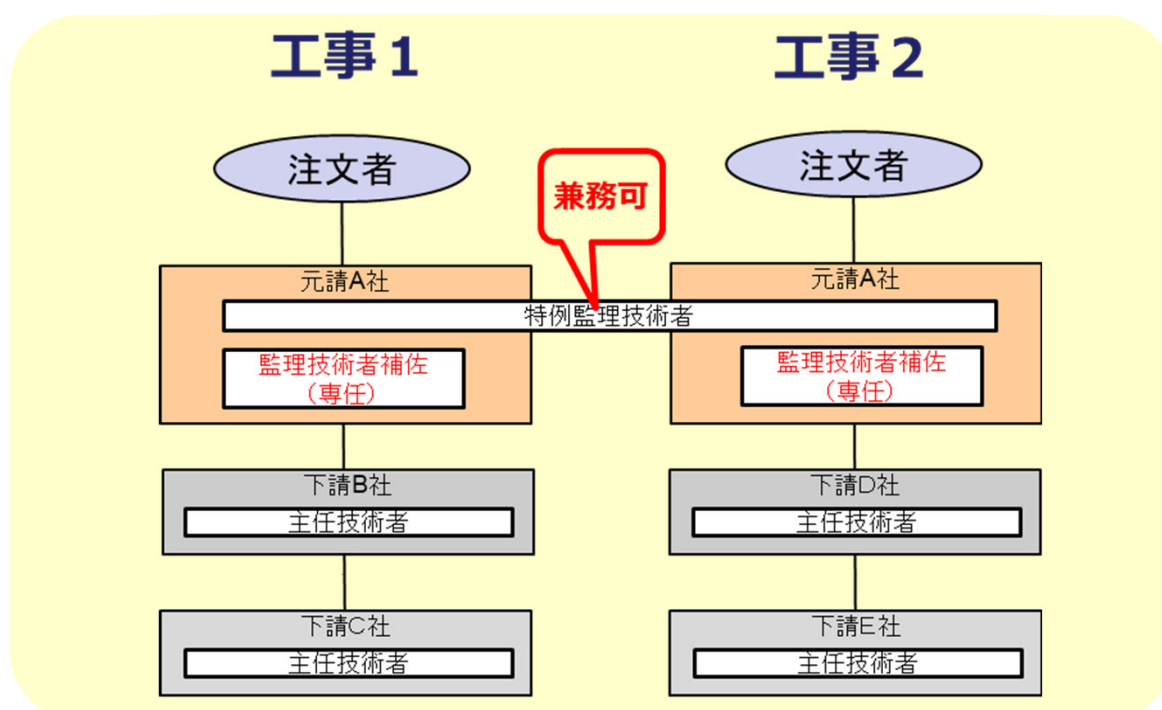
複数現場の兼任の特例

監理技術者の職務を補佐する者を置く場合

監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の兼務が認められます（この場合の監理技術者は、「特例監理技術者」という。）。特例監理技術者が兼務できるのは2現場までです。

また、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- ・ 1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補）（令和3年4月1日施行）
 - ・ 監理技術者の資格を有する者
- （建設業法 第26条、同法施行令 第28条参照）



- 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル 三(1)参照）
- 監理技術者補佐を置いた場合でも、特例監理技術者は、その職務が適正に実施される責務を有しています。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められます。（監理技術者制度運用マニュアル 二-三参照）
- 監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代に該当しませんが、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル 二-二(4)参照）

2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物等に関する重要な工事のうち**密接な関連のある**二以上の建設工事を同一の建設業者が**同一の場所または近接した場所**において施工する場合は、同一の**専任の主任技術者**がこれらの工事を管理することができます。

(建設業法施行令 第27条第2項参照)

※この規定は専任の監理技術者には適用されません

2以上の工事を同一の主任技術者、監理技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物等に関する重要な工事で、以下①②の要件をともに満たす場合、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。(各工事の発注者は同一又は別々のいずれでも可)

①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること

②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

※当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。

この場合、これら**複数工事に係る下請金額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上**となる場合は**特定建設業の許可**が必要であり、工事現場には主任技術者に代えて**監理技術者**を設置しなければなりません。

また、これら**複数工事に係る請負代金の額の合計が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上**となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に**専任の者**でなければなりません。(監理技術者制度運用マニュアル 三(2)参照)

